

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十九号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項の表水・大気環境課の項を削り、同表産業創出課の項中「医療関連産業集積推進室」を「医療関連産業集積推進室」に改め、同表農業振興課の項を次のように改める。

森林保全課

全国植樹祭推進室

第十条の表人事総室の項第十八号中「及び子ども手当」を削り、同表文書管財総室の項第六号中「、例規集の編さん、官報報告等」を「及び例規集の編集」に改める。

第十条の二の表危機管理総室の項第八号中「、原子力センター」を削り、同項第十七号及び同項第十八号中「避難者支援課」を「生活拠点課」に改める。

第十一条の表企画調整総室の項第九号中「原子力等立地地域振興事務所」を「ふたば復興事務所」に改め、同表避難地域復興局の項第二号中「第四号」の下に「、第五号」

を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、「（原子力損害対策課）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、

六 原子力損害対策に係

る総合企画及び調整に関すること。」を「（原子力損害対策課）

「生活拠点課」

七 警戒区域等がその区域内に設定された市町村の長期避

難者等の生活拠点の整備に

連する環境整備に関するこ

と。 係る企画、調整及び推進並びに当該生活拠点の整備

期避難者等の生活拠点の整備に

に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、

第二号の次に次のように加える。

（生活拠点課）

三 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関する施策の総合企画及び調整に関

ること（東日本大震災に係るものに限る。）。

第十二条の表生活環境総室の項第四号中「環境センター、及び」を「環境創造セン

ター、」に、「並びに」を「及び」に改め、同表環境共生総室の項中

「十三 公害に係

る紛争、苦情等の処理に関すること。

を「十四 公害に係

る紛争、苦情等の処理に関すること。」

センターの整備並びに運営に係る企画及び調整に関すること。」

紛争、苦情等の処理に関すること。」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号を第

十二号とし、

十 大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止並び

にその指導に

を「（水・大気環境課）

に関すること。

止並びにその指導

に改め、第九号を第十号とし、第八号から第六号までを一号ずつ繰

り下げ、

五 自然環境の保護に関すること。」を「（自然保護課）

と。」に改め、第四号の次に次の一号を加える。

五 環境創造センターに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第十四条の表産業振興総室の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、

「(産業人材育成課)を」

十七 技能の振興及び職業能力開発の推進に関する事。に改め、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、

「(商業まちづくり課)に改め、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、

十二 商業の振興に関する事。に改め、第十一号の次に次のように加える。

十二 (ロボット産業推進室) (ロボット産業に係る施策の推進に関する事。)

「(農林地再生対策室) 十二 農地、森林等の除染及び再生に関する事。

第十五条の表農業支援総室の項中 十一 農林水産業に係る放射性物質対策の研究拠(農業担い手課)

十二 農業経営の改善に関する事。 十 農業担い手課) 十 農業経営の改善に関する事。に改め、第十三

号を第十一号とし、第十四号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、

「(環境保全農業課) 二十五 資源循環型農業の促進に関する事。」を

「(環境保全農業課)に改め、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第三十八号までを二号ずつ繰り

上げ、 「三十九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に関する事(他課に属するものを除く。)

「三十七 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に関する事(他課の所掌)を」

「三十八 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)の施行に関する事(他課の所掌)に改め、

「(農業経済課) 四十 農業協同組合その他農業団体の指導に関する事。」を

「(農業経済課)に改め、第四十一号を

第三十九 農業協同組合その他農業団体の指導に関する事。に改め、第四十一号を第四十号とし、第四十二号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条の表農村整備総室の項第十号中「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業」

を「多面的機能支払事業」に改め、同項第十二号中「基盤整備促進事業」を「農業基盤整備促進事業」に改め、同表森林林業総室の項第二十号中「森林国営保険」を「森林保険」に改め、同項に次のように加える。

(全国植樹祭推進室) 二十八 全国植樹祭の推進に関する事。

第十八条第一項第三号の表原子力等立地地域振興事務所の項を次のように改める。

ふたば復興事務所 電源地域の振興に関する事務を行わせるため

第二十二号の表企画調整部に附置する避難地域復興局の部農林地再生対策担当課長の

項中 農林地再生対策担当課長 を 農業振興担当課長 に改める。

第二十三条の三を第二十三条の四とし、第二十三条の二を第二十三条の三とし、第二

十三号を第二十三条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(東京オリンピック・パラリンピック担当課長) 第二十三条 第二十二号から前条までに規定するもののほか、企画調整部に附置する文

化スポーツ局に、東京オリンピック・パラリンピック担当課長を置き、その職務は、上司の命を受け、東京オリンピック・パラリンピック関連事業の推進に関する事務そ

の他特に指示された事務を掌理することとする。 別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき市地方振興局の項までの

分掌事務の欄中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第六十一号までを一号ずつ繰り上げ、別表第一の三の表福島県原子力等立地地域振興事務所の

項を次のように改める。

福島県 ふたば 復興事 務所	双葉 郡富 岡町	いわき市 相 馬市 田村市 南相馬市	一 電源地域の振興に関する事。 二 原子力発電施設等立地地域の振興計画の策定に関する事。
-------------------------	----------------	--------------------------------	---

別表第一の五の表福島県北保健福祉事務所の項から福島県相双保健福祉事務所の項

までの項中 「十五 生活困窮者の自立 支援に関する事。」を

「十五 生活困窮者の自立 支援に関する事。」に改め、別表第

一の七の表福島県北農林事務所の項から福島県いわき市農林事務所の項までの分掌事務

の欄農林事務所の項第十七号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化」を「食品の

一の八の表福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの分掌事務

		動物工 学科 酪農科 肉畜科 飼料環 境科
--	--	--------------------------------------

を

畜産 研究 所	沼尻 分 場
福島 市	耶麻 郡 猪苗 代 町

動物工 学科 酪農科 肉畜科 飼料環 境科	

に改め、別表第

別表第一の七の表福島県農業総合センターの項中

畜産 研究 所	養鶏 分 場	沼尻 分 場
福島 市	山 郡 市	耶麻 郡 猪苗 代 町

--	--	--

品質表示、農林物資の規格化等」に改め、同項第六十八号中「森林国営保険」を「森林
保険」に改め、同欄林業指導所の項第十四号中「森林国営保険」を「森林保険」に改め、

別表第三の二の表福島県情報公開審査会の項及び福島県個人情報保護審査会の項中「不
服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改める。
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

(行政経営課)

福島県行政 不服審査会	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八 十一条第一項の規定による同法によりその権限に属せら れた事項の処理に關すること。	総務部文 書管財総 室文書法 務課
----------------	---	----------------------------

別表第三の一の表福島県私立学校審議会の項の前に次のように加える。

総務課 業務課

に改める。

所の項中

鮫川 水系 ダム 管理 事務 所	いわ き 市	総務課 業務課
小玉 ダム 管理 事務 所	いわ き 市	

を

鮫川 水系 ダム 管理 事務 所	いわ き 市

の欄建設事務所の項第二十五号中「及び福島県相双建設事務所」を「福島県相双建設
事務所及び福島県いわき建設事務所」に改め、別表第一の八の表福島県いわき建設事務